

岩手県告示第452号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 下閉伊郡岩泉町釜津田字権現44の62、45の12
- （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- （3） 解除の理由 指定理由の消滅
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 下閉伊郡岩泉町釜津田字権現44の62、45の12
- （2） 保安林として指定された目的 公衆の保健
- （3） 解除の理由 指定理由の消滅